

【別添資料】

## 金融円滑化管理規程

福岡信用金庫

## 金融円滑化管理規程

### (目 的)

第 1 条 本規程は、当金庫の最も重要な役割の一つである地域金融の円滑化に資するため、金融円滑化管理に関する組織体制、権限及び役割、方法等を定めることによって、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的とする。

### (定 義)

第 2 条 本規程において、「金融円滑化」とは、以下の①から をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保

顧客の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保

与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保

顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「中小企業金融円滑化法」という。）に規定する必要な措置の確保

その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保

### (管理体制)

第 3 条 金融円滑化管理に係る体制と役割を以下のとおりとする。

#### (1) 理事会

金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会とする。

理事会は、当金庫の経営方針及び内部管理基本方針を踏まえた金融円

滑化に関する管理方針（以下、「金融円滑化管理方針」という。）を定め、金融円滑化管理方針に基づき本規程を策定する。

理事会は、金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて見直しを図る。

理事会は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて管理体制の改善を図る。

理事会は、金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理責任者を定めるとともに、金融円滑化業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等の適切な実施を図る。

理事会は、定期的または必要に応じて、経営に重大な影響を与える、または顧客の利益が著しく阻害される事案の報告を受け、改善のための指示を行う。

## （2）常務理事会

常務理事会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告する。

常務理事会は、金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて、管理体制の改善を図る。

常務理事会は、本規程の周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて見直しを図る。

## （3）金融円滑化管理責任者等

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門（以下、「金融円滑化管理部門」という。）を審査管理部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者とする。

金融円滑化管理責任者及び金融円滑化管理部門（以下、「金融円滑化管理責任者等」という。）は、本規程及びその他金融円滑化に関する取決め（以下、「金融円滑化マニュアル」という。）を営業推進部門等の金融円滑化に関連する部門（以下、「関係業務部門」という。）及び営業店等の金融円滑化に関する業務に従事する職員に遵守させるための具体的施策を実施する。

金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、これらの部門等における金融円滑化が適切に行われるよう管理する。

金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等において適

切な金融円滑化の実施を確保するため、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化関連情報を収集し、当該情報を適切に管理するとともに、その内容を分析する。

金融円滑化管理責任者等は、金融円滑化管理を適切に実施できるよう、金融円滑化関連情報の分析結果をもとに、必要に応じて随時、関係業務部門及び営業店等に対して指導・監督等を行う。

金融円滑化管理責任者等は、中小企業者等金融円滑化法を踏まえ、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談・申込みについて、適切な対応が行えるよう具体的施策を実施する。

金融円滑化管理責任者等は、中小企業者等金融円滑化法に基づく開示や当局への報告について、適切なものとなっているか確認する。

金融円滑化管理責任者等は、上記以外の中小企業者等金融円滑化法を踏まえた対応が適切に行えるよう必要な体制を整備する。

#### (4) 営業店における管理体制

営業店に金融円滑化窓口を設け、本・支店長を金融円滑化対応責任者とし、担当者を配置する。

#### (金融円滑化マニュアル)

第4条 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門と連携し、以下の①から⑦の項目に係る当庫の規程等を集約した「金融円滑化マニュアル」を策定し、役職員に対し周知徹底を図るとともに、定期的または必要に応じて見直しを図る。

新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合の対応に関する手続き

新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込み時における記録の作成・保管及び報告に関する手続き

新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査に関する手続き

新規融資や貸付条件の変更等に係る与信審査の結果、謝絶することとなった場合の手続き（顧客説明・苦情及び報告に関する手続きを含む）

顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援に関する手続き

中小企業者等金融円滑化法に基づく開示・報告に関する手続き

その他金融円滑化に関する手続き

(報告体制)

第5条 金融円滑化管理に係る報告体制は以下のとおりとする。

(1) 関係業務部門及び営業店等は、定期的にまたは必要に応じて随時、金融円滑化管理責任者等に対して金融円滑化関連情報を報告する。

(2) 金融円滑化管理責任者は、定期的にまたは必要に応じて随時、理事会、常務理事会及び監事等に対して金融円滑化関連情報または金融円滑化管理の状況について報告を行う。

(情報の共有)

第6条 金融円滑化管理責任者等は、関係業務部門及び営業店等から報告を受けた情報、または理事会、常務理事会及び監事等に対して報告を行った情報のうち、適切な金融円滑化の実施にあたって必要と判断した情報については、関係業務部門及び営業店等に対して還元し、共有する。

(関係業務部門等との連携)

第7条 金融円滑化管理責任者等は、適切な金融円滑化管理の実施を確保するため、必要に応じて関係業務部門及び営業店等と連携し、金融円滑化管理に取り組む。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(付 則)

本規程は、平成22年2月1日から適用する。

以 上